

公益財団法人園芸植物育種研究所研修生規程

第 1 条 この規程は公益財団法人園芸植物育種研究所（以下「園研」という。）の研修生に関する諸事項を定める。

第 2 条 園研における研修生の教育は園芸技術の習得を通じ、有為な自営農業者及び農業関連産業の技術者等を養成することを目的とする。

第 3 条 研修内容は次の各号のとおりとする。

- 一 園芸作物の栽培実習
- 二 園芸に関する講義
- 三 先進産地、模範農家、研究機関等の見学及び研修
- 四 その他、研修上適当と認めたこと

第 4 条 研修の区分及び研修期間は次の各号のとおりとする。

- 一 長期研修：1 年以内とする
 - 二 中期研修：6 ヶ月以内とする
 - 三 短期研修：1 ヶ月以内とする
- 2 研修生が希望し、所長が認めたときは研修期間を延長することができる。

第 5 条 研修生の受け入れ時期は次のとおりとする。

- 一 前条第 1 号については毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を原則とする。
- 二 前条第 2 号及び第 3 号については随時とする。

第 6 条 研修を希望する者は、次の各号に該当する条件を備えるものとする。

- 一 身体強健で意志堅固な者
- 二 研修終了後、農業経営、農業関係業務等に従事する者又は希望する者
- 三 高等学校の卒業又は卒業見込みの者並びにこれに準ずる能力があると認められる者

第 7 条 研修生として入所を希望する者（以下「入所希望者」という。）は、1 2 月末日までに次の書類を添えて所長に願書を提出する。ただし、中期研修生及び短期研修生の入所願は、随時受け付けるものとし、提出書類はその都度指示するものとする。

- 一 入所願
- 二 履歴書（写真添付）
- 三 最終学校の卒業（見込み）証明書
- 四 学業成績証明書
- 五 健康診断書
- 六 誓約書
- 七 身元保証書

第 8 条 園研は、入所希望者に対し、選考のうえ入所許可を与える。

第 9 条 研修生は園研職員の指示に従い、鋭意研修の実をあげることに努めるものとする。

第 10 条 研修時間は毎日午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとし、午前 12 時から午後 1 時までは休憩時間とする。ただし、研修の都合により変更することがある。

第 11 条 研修生の休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、園研設立記念日（2 月 4 日）、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日）及びその他園研の休業日とする。ただし、研修の都合により変更することがある。

第 12 条 研修を満了した者には修了証書を授与する。

第 13 条 研修に要する費用は、別に定める。

第 14 条 長期研修生は、園研が借り上げた宿泊施設を利用することができる。

第 15 条 長期研修生及び中期研修生には、給与手当として毎月 30,000 円を支給する。

第 16 条 次の各号の一つに該当する研修生は退所させることができる。

- 一 研修状況が不良な者
- 二 研修生として不都合な行為のあった者

第 17 条 次の各号の一つに該当する研修生は、退所を認める。

- 一 研修生又は保証人から退所の申し出があった場合
- 二 傷病のため研修に堪えない者
- 三 その他特別な事情があると認めた者

第 18 条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項については所長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 財団法人日本園芸生産研究所研修生規定（平成 15 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。